

労働政策審議会障害者雇用分科会	
第 133 回 (R6. 12. 20)	参考資料 3 (今後の障害者雇用促進制度の在 り方に関する研究会 資料 1)

今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会

開催要綱

1. 趣旨

我が国の障害者雇用については、引き続き着実に進展している状況にあるところ、令和 4 年 12 月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律において、障害者の雇用の促進等に関する法律についても改正がなされ、令和 6 年 4 月に施行された。

他方、本改正の検討過程における議論を取りまとめた労働政策審議会障害者雇用分科会意見書（令和 4 年 6 月 17 日）や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する衆参附帯決議において、障害者雇用率制度における障害者の範囲や障害者雇用の質の観点など、引き続き検討が必要な事項についても指摘がなされている。

こうした背景も踏まえ、今後の障害者雇用の更なる促進のための制度の在り方等を検討し、適切な政策を講じていくため、公労使、障害者関係団体等の関係者から成る「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」を開催し、現状の分析や論点整理を行い、障害者雇用促進制度の在り方を検討する。

2. 主な検討事項

- (1) 障害者雇用の質の向上について
- (2) 障害者雇用率制度の在り方について
- (3) その他

3. 本研究会の運営

- (1) 本研究会は、厚生労働省職業安定局長が学識経験者等の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会には、座長を置き、参集者の互選により選出する。座長は、本研究会を統括する。
- (3) 本研究会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、参集者から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行することとする。
- (4) 本研究会は、必要に応じ、参集者以外の有識者等の出席を求めることができる。
- (5) 本研究会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を明示するとともに、少なくとも議事要旨を公開する。

(6) 本研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課において行う。

(7) この要綱に定めるもののほか、本研究会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省職業安定局長と協議の上、これを定めるものとする。

4. 参集者

参集者は、別紙のとおりとする。

5. 開催時期（予定）

令和6年12月（月1から2度程度）

(別紙)

今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会
参集者

倉知 延章	九州産業大学名誉教授
眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授
田中 克俊	北里大学大学院医療系研究科教授
山川 隆一	明治大学法学部教授
勇上 和史	神戸大学大学院経済学研究科教授
渡邊 絹子	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授
富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二部副部長
新田 秀司	日本経済団体連合会労働政策本部長
山口 高広	愛知県中小企業団体中央会会長、株式会社アトラスジャパン代表取締役社長
大谷 喜博	全国手をつなぐ育成会連合会副会長
岡本 敏美	日本身体障害者団体連合会副会長
新銀 輝子	全国精神保健福祉会連合会理事
田中 伸明	日本視覚障害者団体連合評議員

※ その他、議題の関係者を臨時に参集する可能性あり。

(敬称略)